

どんな働き方でも均等待遇を！ 同一価値労働に同一賃金を！ 間接性差別禁止を法律に！

均等法を男女雇用平等法に！ 有期雇用にも均等待遇を！

均等待遇アクション21ニュース



No.6 (05年6月13日号) 発行 均等待遇アクション21事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷 1-33-9 コージュ後楽園廣本ビル 802
TEL&FAX 03-5689-2320 E-mail:kintou21@siren.ocn.ne.jp
URL <http://www15.ocn.ne.jp/~kintou21/>
郵便振替 00130-7-647497 均等待遇アクション21

皆様、暑い季節がまたやってきましたが、お元気でしょうか。ニュース NO6 をお届けします。

雇用均等分科会審議はいよいよ議論の山場・私たちの声を届けよう！！

雇用均等分科会は第44回(5月24日)で新たな委員選出が行われ、若菜允子分科会長が退任し、横溝正子(弁護士)公益委員が新たに分科会長に就任。会長代理は樋口委員に、また新公益委員として林紀子(弁護士)さんが就任しました。現在、45回(6月3日)まで開催されており、次回(6月24日)で提起されている論点項目についての2巡目の議論が終わろうとしています。(第44回資料の「雇用均等分科会における主な意見」を同封いたしますので、お読みいただきたいと思います。)

これからの半年が非常に大事な時です。目に見える運動を全国で展開することと審議会へ「私たちの声」をどんどん届けることが実効ある法改正のためには必要です。運動を盛り上げましょう。

4月に均等ウェブを全国3ヶ所で展開・次の開催も決定(東京・大阪)

前回のニュースでお知らせしましたように4月2日と8日に大阪・福岡・東京で「均等ウェブ」を展開しました。報告は別紙にある通りです。

次なる行動として、6月24日(金)に東京で「首都圏均等ウェブ part2」(チラシ同封)を、7月6日(水)に大阪では第3回均等待遇ウェブ「間接差別やめてんか！ 均等待遇つくろうよ！-男女雇用機会均等法改正問題を考える-」(於；ドーンセンター大会議室 18:30~)を開催予定です。多くの皆様のご参加をお願いいたします。

EU・スウェーデン・イギリスへ男女均等政策の調査に行ってきました。

5月14日から22日にかけて全国の均等待遇アクション21の事務局メンバーを中心に20名で「EU調査旅行」に行ってきました。現在行われている均等法改正審議に役立てようとEU・スウェーデン・イギリスの「男女均等政策」の実情を調査に行ってきました。6月24日の首都圏均等ウェブの夜の集会で報告集会を予定しておりますし、8月中に「報告集」を発行する予定でありますので、よろしくお願いたします。簡単な報告を同封いたします。

裁判の動向・日程

昭和シェル在職女性の裁判は6月27日(月)16:30から東京地裁722号法廷です。兼松の高裁は7月5日(火)16:00から東京高裁101号です(チラシ同封)。国立情報学研究所の非常勤裁判は7月15日(金)10:00から東京地裁636号法廷です。昭和シェルの野崎さんの裁判は7月26日(火)東京高裁824号法廷で13:10から16:10までの3時間行われます。集中審理で会社側の証人調べと反対尋問が予定されています。京ガス裁判は原告の屋嘉比さんから次の報告が届いています。「判決は秋以降?次回第21回口頭弁論は7月13日(水)1:30~ 現在弁護団が最終準備書面を作成中。しかし、原告のみが提出するもので、被告はそれに対して反論するらしい。こんな裁判もありなのか?でも、実際に判決文を作成する主任裁判官は『読めば主張が理解できるものを簡潔に』と発言し、原告の主張に添うような判決を書いたがっているのかなとも思える。原告の妄想?」

「均等待遇アクション21」賛同人の方々

【呼びかけ人】

浅倉むつ子 伊田広行 大沢真理 大野町子 大脇雅子 木下武男 木村愛子 熊沢誠 小宮山洋子 柴山恵美子 清水澄子 正路怜子 竹中恵美子 津和慶子 寺沢勝子 中島通子 中西珠子 中野麻美 林弘子 林陽子 福島瑞穂 藤田一枝 船橋邦子 松本惟子 円より子 三山雅子 森ます美 山本博 吉川春子 脇田滋

【賛同者】

相澤美智子 合場敬子 青木艶子 青木真知子 赤羽佳世子 浅井真由美 浅野詠子 浅野富美枝 安藤直子 朝倉泰子 赤松良子 青柳清美 荒井利津子 赤石千衣子 秋山淳子 阿部陽子 飯島和泉 五十嵐美那子 石毛えい子 石橋慶子 井上輝子 今井けい 今井好子 今福庸夫 市吉澄枝 伊豆田アキ 居城舜子 池内文子 池田芳江 池田説子 池田資子 石田絹子 石川雅子 伊田久美子 市川若子 伊藤清美 伊藤セツ 伊藤みどり 井上睦子 井加田まり 石田久仁子 石田好江 石原豊子 稲邑恭子 石丸敏子 井上佳江子 井上美代 石川久枝 石川みのり 井上好子 稲垣紀代 稲場みち子 岩崎淳子 上田佐紀子 植野妙実子 宇賀神慶子 内海和子 宇仁宏幸 内田典子 梅沢栄子 浦川悦子 江野本啓子 江森民夫 遠藤恵子 遠藤公嗣 奥田公恵 奥山たえこ 大島令子 大西知佐 大本徹 大山七穂 尾崎薫 尾崎公子 大竹美登利 小野瀬芳男 大国和江 大賀美弥子 大矢道子 小川たか子 尾沢邦子 小沢明美 大塚優子 大貫遵子 緒方玉江 岡本哲文 尾崎かおる 奥島加奈恵 奥田祐子 奥山えみ子 大沢たつみ 大橋照枝 大出理香 尾辻喜代子 折原和代 折原由紀子 小野寺さよ子 片桐和子 鴨桃代 鴨田哲郎 川名はつ子 飼手和子 加藤順子 角山優子 亀田篤子 亀永能布子 漢人明子 金森トシエ 川橋幸子 河名みゆき 加藤登紀子 梶本玲子 鎌倉淑子 片岡栄子 片岡千鶴子 片岡陽子 門林洋子 金澤美津子 金田誠一 金子小山いく子 金子哲夫 神本美恵子 鴨桃代 河野育子 加藤伊都子 樺山弘美 唐沢重子 菊地夏野 木住野理栄 木越陽子 北岡孝義 北明美 木村英子 木元弘子 木元美代子 草薙順一 國本淳子 楠井道雄 久野澄子 久場嬉子 久保田真苗 熊崎清子 久米弘子 倉知博 黒岩秩子 黒岩容子 黒沢節子 桑原輝子 玄場絢子 越堂静子 小城智子 近藤正代 小林佳子 小林妙子 小松満貴子 小池絹子 小島八重子 小林みち子 小林照子 小松加代子 菰田由美子 小柳優子 古山啓子 近藤美恵子 今野久子 伍賀偕子 五島昌子 後藤安子 駒野陽子 酒井興子 酒井和子 佐藤由紀子 逆井征子 佐藤公子 境沢淳子 坂本敦子 坂本孝夫 佐々木政憲 斎藤栄子 斎藤繁子 斎藤正美 斎藤周 坂本福子 阪本美知子 佐崎和子 澤田幸子 沢田美佐子 坂井隆之 阪田朋子 佐藤あつ子 坂上祥子 榊原裕美 繁沢敦子 宍倉良枝 清水直子 島田美恵子 塩沢美代子 志賀寛子 芝崎京子 芝崎麻紀子 柴本政江 清水計枝 塩原節子 小司洋子 清水純子 設楽ヨシ子 白木憲一郎 白倉汎子 志田なや子 志田昇 神惇子 東海林京子 新谷文子 末永節子 末松ひさ子 杉井静子 杉村和美 菅谷頼子 鈴木京子 鈴木よし子 関優美 瀬古由紀子 瀬野喜代 清山玲 添田包子 高須裕彦 滝沢香 武井多佳子 武田てるよ 竹森茂子 高橋弘子 但馬けい子 田中幸世 田中喬子 田中光子 高島順子 高島道枝 田中環 田中千代 高木美代子 田中玉枝 田中かず子 田中睦美 高田洋子 大門晶子 龍田美智恵 竹内勝子 谷恵子 田代早苗 田代瑞恵 田沼祥子 高岡日出子 高橋澄子 高橋高子 高橋広子 高橋洋子 高木美砂子 高木睦子 竹内みどり 竹内三輪 竹信三恵子 高橋千鶴子 高橋みよ子 高柳美香 高山紀世美 立中修子 立花英人 玉木節子 千葉景子 津久井勝子 土田容子 椿茂雄 都留孝子 辻新一 堤典子 露木肇子 綱島文江 都留伸吾 鶴見知子 遠野はるひ 徳永恭子 富永誠治 戸張雅子 豊巻絹子 戸塚秀夫 当麻よし子 戸枝晶子 戸川美穂子 遠山日出也 徳茂万知子 時實達枝 富吉直美 永井初子 永井よし子 内藤篤男 内藤忍 長坂寿久 中島寛子 中村ひろ子 中村良子 中川スミ 中川瑞代 中村和雄 名田明子 中村史子 中林晶子 中谷紀子 中谷文美 中原純子 仲谷良子 鍋島初美 成瀬穂美 西島博 西本敏子 西浜植和 丹山三千子 丹生秀子 丹羽雅代 賛川由美子 二木洋子 仁田裕子 西谷敏 西田英俊 西村かつみ 西中幸子 根本ますみ 野崎光枝 野中文江 野畑眞理子 橋本ヒロ子 畑中邦子 花沢真美 長谷川和子 長谷川伸子 馬場裕子 花崎撰 林瑞枝 坂喜代子 早川崇子 葉山洋子 原沢那美子 原山恵子 八谷真智子 服部雅美 早房長治 八田ひろ子 浜田小夜子 坂東喜久恵 日向繁子 肥田和子 広木道子 秀嶋ゆかり 樋川つや子 平川景子 平川弘子 広中和歌子 深澤秀子 福島トシ子 福田菊 福地絵子 福原字子 福間公子 藤井俊道 藤浦由美子 藤枝泉 藤沢真砂子 布施由女 船橋恵子 古川さつき 古田陸美 細谷久美子 堀江和子 堀江のり子 堀内光子 本田次男 本間重子 本間節子 古守恵子 星川一恵 増田れい子 眞壁清子 牧田真由美 松野菊美 松田 松井京子 松崎歌子 松村文人 牧野のり子 真鍋美果 満田康子 三島春子 南明美 宮地光子 三重野栄子 三浦隆 三谷董 三上明子 三橋敦子 宮成友恵 宮原光一 村上克子 村上真知子 村木薫 村松安子 メーベル 望月悦子 望月すみ 江 師岡康子 守矢秋子 本尾良 本山文子 森田園子 森谷久子 森田千恵 森川晴 森本孝子 柳沼千枝 矢澤澄子 矢島床子 山内明子 山内恵子 山崎耕一郎 山崎真由美 山田久爾枝 屋嘉比ふみ子 矢澤江美子 矢谷康子 山崎久民 山崎睦子 山下泰子 山口泰子 山口雪子 山口わか子 山下はるみ 矢島健一 山本幸子 山本令子 柚木理子 柚木康子 由里悦子 養父知美 横山基子 好川香子 吉田隆 吉原美恵子 吉村怜子 四谷信子 吉田啓子 吉田貞子 和気文子 和田肇 和田弘子 和田成枝 渡部みどり 渡辺聡(匿名6名)

【賛同団体】

I 女性会議東京都本部 I 女性会議大阪 旭屋書店労働組合 アジア女性資料センター事務局 大阪地域ユニオン協議会 おんな労働組合(関西) かながわ・勤労者ユニオン 神奈川シティユニオン CAW ネット・ジャパン 関西女の労働問題研究会 京都地方労働組合総評議会 国労家族会東京地方連合会 国労婦人部 自治労三木市学校給食労働組合 自治労横浜関連労働協議会 首都圏青年ユニオン 女性ユニオン東京 新社会党東京都本部女性委員会 すみだユニオン せんしゅうユニオン 全石油昭和シェル労組 全国労働組合連絡協議会 全労協女性委員会 全国一般労働組合東京南部 全統一労働組合 大鵬薬品工業労働組合 東京都学校事務職員労働組合 東京・生活者ネットワーク 都議会生活者ネットワーク 中央大学女性問題研究会 なかまユニオン 名古屋ふれあいユニオン 那覇市臨時・非常勤職員労働組合 なにわユニオン なのはなユニオン 新潟県教職員組合女性部 いがた女性会議女性の労働部会 日本教職員組合女性部 日本航空労組女性連絡会 練馬区立図書館協力労働組合 働く女性のための弁護団 働く女性の人権センターいこ☆る 兵庫県パート・ユニオンネットワーク 福岡市女性協会ユニオン ふれあい江東ユニオン ふえみん婦人民主クラブ 松江森の風法律事務所 明大女性問題研究会 郵政労働者ユニオン 横浜女性協会労働組合 連合大阪 ワーキング・ウィメンズ・ヴォイス WOMEN'S ACT21

(2005年6月10日現在 呼びかけ人30名 賛同 527名・団体)

全国に巻き起こそう「均等ウェーブ」を！

～4月に全国3ヶ所で均等ウェーブを展開～

4/2 大阪 パート労働者に均等待遇を 集会とパレード

「均等待遇アクション 21 大阪実行委員会」が主催する「4・2均等待遇ウェーブ」が4月2日大阪市内で開かれた。

集会では、連合大阪の阪田副会長（関西競走労組委員長）が基調報告を行い、その中でパートの均等待遇という私たちの要求を実現させるために、団結を強め大きな運動のウェーブを作っていこうと提起した。国会からは、民主党の水島広子衆議院議員が、民主党が提出したパート法の改正案と、これからの民主党の取り組みについての報告を行った。現場からも多くの声が寄せられ、公務パート・嘱託労働者・シングルマザー・フリーターなど、様々な立場からの問題提起が行われ、さらなる取り組みの必要性が共有された。

集会後には会場から西梅田までパレードが行わ

れ、約150人の参加者それぞれが、のぼりやプレート、楽器などをもち、道行く人々に均等待遇の実現についてアピールを行った。



大阪「なんでやねん やめてんか」コールでパレード



福岡・天神でリレートーク&チラシまき

4/2 福岡 リレートークとチラシまきを実施

福岡では大阪の呼びかけに応え、WWV(ワーキングウィメンズヴォイス)主催で行った。12時から天神でチラシまきを実施。次々にリレートークを展開。途中から小雨が降り出したが、衆議院議員の藤田一枝国会議員も駆けつけ、街ゆく人に向けて、均等待遇実現を呼びかけた。今回は、50個の風船に非正規労働者に均等待遇の法律を！と書いたカードをつけて人目を引くようにした。

4/8 東京 国会前・厚労省前アクション/国会内集会/雇用均等分科会傍聴

東京は大阪の呼びかけに応じて、均等待遇アクション21が呼びかけた。19団体が賛同し「首都圏均等ウェーブ」を4月8日に開催した。国会前と厚生労働省前ではリレートークを展開。「均等待遇を実現しよう」を一文字ずつ布に貼ったものを着たり、風船ありオリジナルコールありと賑やかにアクションを展開した。12時から国会内で開催した集会には、金田誠一議員（パート議連代表）、藤田一枝議員、福島みずほ議員、吉川春子議員や参加できなかった議員の秘書の方々が参加。賃金差別裁判原告、

セクシャルハラスメントに取り組む方々、派遣・パート等、非正規の様々な問題に取り組むユニオンや運動団体から14名の方が現場の声を報告し、均等法・パート法の改正の必要性を訴えた。また、北海道・大阪からの参加者も含め、多くの仲間が14時から開催された「第43回労働政策審議会雇用均等分科会」の傍聴を行った。この日の議題は「ポジティブアクション」と「セクシャルハラスメント」だったが、参加者からは「私たちの声が届いていない。もっともっと運動を強めよう」等の感想があった。



東京 国会院内集会で現場の声を訴える



東京 厚労省前でにぎやかにアクション

均等待遇アクション21 連続学習会報告

第3回「イギリスにおける仕事と妊娠・出産・育児の法制度

出産・育児休暇制度について…内藤忍さん(早稲田大学院)

妊娠・出産に伴う不利益取扱いについて…土田容子さん(東京都立大大学院)

05.3.23(水)文京シビックセンター

今回の学習会のねらいは、均等法改正のポイントの一つでもある「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」について、イギリスの取り組みを学習しようというもの。

まず早稲田大学院生の内藤忍さんが「出産・育児休暇制度」について報告。イギリスではブレア政権が発足した1997年からファミリー・フレンドリーな政策が始まり、99年に育児休暇制度とタイム・オフ制度(時間単位で取れる配偶者・子・親などの看護休暇)を導入、2003年には父親休暇(子が出生して2か月以内に有給で2週間取れる)、弾力的勤務制度(短時間、フレックス、在宅勤務などへの変更)が導入された。イギリスでは出産休暇の所得保障が低いという問題点があるが、「父親休暇」は大きな成果をあげている。制度が導入されてから1年間で申請者が約16万人にものぼり、給付額が約80億円という数字を、日本の同時期に育児休暇を取得した男性わずか298人という数字と比較してみるとその違いには驚くばかり。また、2000年からは「ワークライフバランス(仕事と生活の調和)キャンペーン」が始まった。これは、仕事と生活の両立支援は企業側に経済的負担が大きくなるのではなく、労働者の定着率を高め労働意欲の向上につながり、企業側にも効果があるという調査を発表して経営者の協力を呼びかけるというもの。

次に都立大学院生の土田容子さんが「妊娠・出産に伴う不利益取扱い」についてEUとイギリスの判例を中心に報告。1990年に欧州司法裁判所(ECJ)で「妊娠を理由とする採用拒否は直接性差別である」というリーディングケースとなる判決が出されている。その後も妊娠中の女性を解雇したり契約更新を拒否することは「直接性差別」であるとの判決が相次いだ。それを受けてイギリスでは、「妊娠・出産がなかったらなされなかったであろう不利益な取扱い(解雇や更新拒否、配転、賃金低下など)は性差別である」と明言している。

イギリスやドイツでは子どものいる女性は、フルタイムからパートタイム(もちろん均等待遇で)を選択する傾向にあるが、日本では出産した女性の多くが離職しているという調査の紹介もあった。厚生労働省の調査によると日本では最近1年間に結婚した働く女性のうち、結婚前と同じ仕事を続けている人は半数以下で、仕事を辞めた人が3割、転職した人の多くがパートや派遣でした。また、全国の労働局に持ち込まれた紛争や相談でも、妊娠・出産などを理由とする解雇や不当な配転、パートへの身分変更などが急増している。イギリスの取り組みを参考にして、均等法に「妊娠・出産に伴う不利益取扱いの禁止」を明文化させたい。(酒井和子)

第4回「スウェーデンはどう「少子化」を克服したのか」

…広木道子さん/伊藤みどりさん/富吉直美さん 05.4.18(月)文京シビックセンター

今回のレポーターは均等待遇アクション21の事務局メンバー3名。まず、広木道子さんから「スウェーデンの男女平等政策」についての報告。60年代まではM字型雇用だったが、その後すべての男女が労働市場に参加することを前提に社会システムが構築され、典型的な高原型になっているという。ただし平均月収の場合、女性の職種は下位に集中しており、女性の管理職は全管理職の26%で下級管理職が多いといった問題はある。70年代に政府も労働組合も男女平等を進めるための家族政策に力を入れ、女性の自立と男女平等に向かって包括的な条件整備をめざしてきた。94年に「ジェンダー主流化戦略」を採択。生活のあらゆる領域で機会均等、権利、責任の平等を推進する。全ての省にジェンダー平等に関する部署を置き、首相が率先して内閣のジェンダーバランスを改善する等、様々な取り組みが行なわれている。

続いて、伊藤みどりさんからは「スウェーデンの女性運動」の主に歴史についての報告。1848年に性暴力の初の女性の告発が行われ、1856年には、女性解放の長編小説「ヘッタ」(フレデリカ・ブレイメル著)が発表され、当時は誹謗中傷がされたが、84年にはその名を採った「フレデリカ・ブレイメル協会」が発足し、現在も存在し活動している。86年の女性労組の結成、1919年女性参政権確立、60年LO(スウェーデン全国労働組合連盟)とSAF(経営者同盟)の同一労働同一賃金協定締結、71年世帯単位課税制度から個人単位制度へというように格差是正の取組みが進んできた。

最後に富吉直美さんから「育児休業制度」についての報告。まず驚くのは、スウェーデンでは、通勤時間が往復で平均、女性27分、男性40分。帰宅時間が女性午後3時から5時、男性5時ということ。育児期にパート労働になる女性が多いが、正社員の身分のまま、この時期のみパート勤務に転換するのだが、時間あたり賃金は正社員を100とするとパートは92.3でほぼ均等になっている。育児休業取得者中の男性比をみると、36%で日本の場合の2.4%とあまりにも違う。これは両親合わせて最大480労働日の取得が可能な育児休業法があり、給与保障80%の390日があること。譲ることのできないパバクォーター・ママクォーターが各30日あることもよい影響かもしれない。

高福祉高負担といわれる国だが、社会全体でしっかり取り組み続けていることが見えてきた。(市川若子)

均等法に間接差別禁止をいれ、役立つ法律にしよう！/均等待遇を実現しよう！/
パート法の改訂でどんな働き方でも均等待遇を！



6・24首都圏均等ウェーブpart2

厚労省雇用均等分科会の議論は男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益扱いの禁止、間接差別の禁止、差別禁止の内容等、ポジティブ・アクションの効果的推進方策、セクシャルハラスメント対策等について行われています。そろそろ中間取りまとめが出されるのではないかと予想されます。そこで6月24日の第46回雇用均等分科会開催日に4月8日に続き「首都圏均等ウェーブ part2」を開催いたします。国会、厚労省及び雇用均等分科会に「私たちの声」を届け、実効ある法改正の実現をめざしましょう。

当日夜には、均等待遇アクション21のメンバーが5月14日から22日まで行った「EU・スウェーデン・イギリス調査旅行」の報告会を開催いたします。この調査を基にした均等法改正へ向けた「提言」等を予定していますので、ぜひ多くの皆様のご参加をお願いいたします。

6・24 首都圏均等ウェーブ part2 スケジュール

開催日時: 2005年6月24日(金)

行動内容: 14:00~14:50 厚労省前アクション(フラカード・鳴り物 etc.賑やかにアピール)

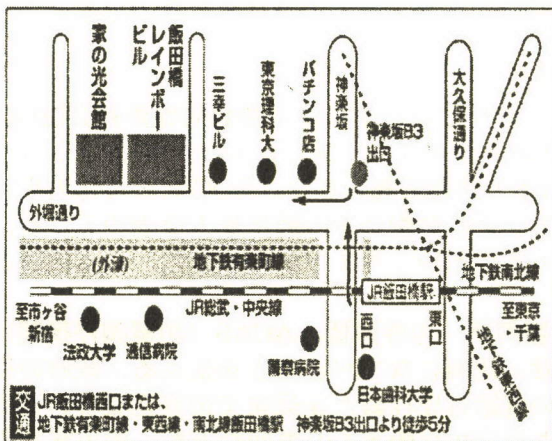
15:00~18:00 ①雇用均等分科会傍聴(厚労省 HP 案内にて事前申し込み必要)

②国会ロビー活動(傍聴者以外)

18:00~18:15 厚労省前集約集会

18:30~20:30 EU 男女均等政策調査報告集会(飯田橋レインボービル 1F C 会議室)

(* 報告集会参加者のみ 資料代 500 円)



主催:均等待遇アクション21

東京都文京区本郷 1-33-9 コージュ後楽園廣本ビル 802

TEL & FAX 03-5689-2320

E-mail:kintou21@siren.ocn.ne.jp

URL <http://www.15.ocn.ne.jp/~kintou21/>



EU・スウェーデン・イギリス男女均等政策調査報告(5/14~22)

ブリュッセルで ETUC・EU・EWL を訪問

ETUC：5月17日午前 ETUC (European Trade Union Confederation=欧州労働組合連合) を訪ねた。EU における均等政策は充実してきている。法規則は最低線のレベルに設定し、北欧諸国はそれをさらに進めていて、他の国は最低線をクリアしているレベルという。「職場における男女平等政策」として①職場におけるジェンダーバランスを高める②意思決定の場への女性を登用③仕事と家庭のバランス④男女賃金格差の是正を実践しているという。特に印象に残ったのは ETUC として委員会や議会に積極的に働きかけを行ってきた、EWL 等 NGO の力が功を奏した。また、日本でもどんどん推し進めて欲しい、一石を投じることが大事との発言だった。

EU：午後、イギリス組は EU の「雇用・社会問題・機会均等総局」のジェンダー担当者を訪ねた。男女均等政策、間接差別、フレキシブル・ワーク、「ワークアンドファミリー」と「ワークライフバランス」等について話を聞くことができた。ひとつだけ紹介すると「最近『ファミリー』が消えて『ワークライフバランス』になってきている。個人生活という広い概念だ。父系社会の概念を崩していこう、男性にも自分のキャリア開発に支障のないような、女性がきちんと職場に戻ってこられるような、断絶しないような社会をつくっていこうとしている。」という話だった。

EWL (ヨーロッパ女性ロビー)：スウェーデン組が EWL を訪問した。EWL は、EU のあらゆる部門でジェンダー平等政策を実施させるためのロビー活動をする NGO として、ヨーロッパ域内の 4000 を超える女性団体が一緒になり 1990 年に設立された。男女平等の実現、女性差別撤廃、女性の人権尊重、女性に対する暴力廃絶を主目的として、EU 加盟各国のコーディネーターと協力しながら精力的に活動を進めている。

世界でもっともジェンダー平等の進んだ国・スウェーデン訪問

スウェーデンは、ジェンダーエンパワーメント測定 (GME) 第 3 位、世界で最もジェンダー平等の進んだ国のひとつである。女性の労働力率は 79%、年齢階級別に見た雇用曲線は典型的な高原型で男性とほぼ同じ線を描いている。しかしそのスウェーデンでも 1960 年代までは性別役割分業意識が強く、M 字型だったというのだから日本とさほど変わらない。それがどうやって現在のようになったのか、そして今どんな問題に直面しているのか、興味の尽きない国である。

初日はストックホルム郊外の保育園見学から始まった。新緑の萌える美しい風景と澄んだ空気に、仕事や活動に追われる日本での暮らしをほんの少し忘れて、ホッとする。ジェンダー役割意識は子どもの頃に植えつけられてしまうため、子どものジェンダー平等教育に国をあげて取り組んでいる。私たちが訪問した保育園はそのモデルとされるところで、調査、研究、分析、実験、と系統的な取り組みを見せてもらった。

その後、与党である社民党政権を支える社民女性同盟、最も古い伝統をもつ女性団体であるフレデリカ・プレーベル協会、労働者の組織率が 80% を超えるスウェーデンでとくに公務員女性をほぼ 100% 組織し、ジェンダー平等の労働政策に貢献している LO (労働組合全国組織) を訪問し、この国のあり方を支えている女性たちの運動の確かな力を感じた。

最終日に政府のジェンダー平等担当部で話を聞いた。スウェーデン政府の「政治的意志」が強く印象に残った。1974 年に両親休暇法を制定した時から、法制度の整備とともに、それが着実に実行されるための政策が常に明確である。EU 拡大とグローバル化が進む中で、ジェンダー平等政策の牽引役としてスウェーデンの果たす役割が期待されている。

日本と似た状況でも、男女平等の実現への熱意が違うイギリス

99 年に訪問し、均等待遇 2000 年キャンペーン発足に大きく寄与されたイギリス機会均等委員会 (EOC) を再訪した。法律部長のアリスさん、リバプール雇用審判所裁判長のイレーヌさんが 1 日のスケジュールを組んでくれ、各スタッフからレクチャーを受け、また日本の状況を報告した。EOC としては育児休業の充実、特に父親休暇の充実と労働者の選択によるフレキシブルな働き方の適用拡大を求めている。ポジティブアクションのテーマでは「ポジティブデューティズ」という考え方が紹介され、日本政府との平等実現への熱意の違いを感じた。

ロンドンでは TUC (労働組合)、UNISON の支部、雇用審判所、母性連盟、ACAS (和解調停機関) を訪問した。TUC では「TUC の役目は女性に権利を知らせ、政府になすべきことを伝える、政府の役目は経営者に法律を守らせること」だと。TUC として両親の有給育児休暇と 5 歳までの育児環境の充実を求めている。パートで働く女性の職域問題と賃金、フレキシブルな働き方の課題なども。雇用審判所では 1 日中 1 つの裁判を傍聴し、終了後には裁判長と意見交換の場をもった (日本との違い!)。NHS (国立の病院) で働く女性たちの同一価値労働同一賃金を実現した UNISON では今パート労働者が多い学校の組織化に取り組んでいる。母性連盟は調査やロビーイング、キャンペーンをし、働く女性を応援している。日本でもワークライフバランスという言葉が最近でているが、個人の生活という考え方が確立している欧州との違いを感じた。

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 基本的な方向についての中間整理に対する意見

団体名 均等待遇アクション21
住所 東京都文京区本郷1-33-9 コージュ後楽園廣本ビル 802
TEL・Fax 03-5689-2320

Ⅱ 現行計画の達成状況・評価及び今後の施策の基本的方向と具体的な取組 3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

【意見内容】

男女賃金格差については、正社員のみを対象にした統計を根拠としており、実態とかけ離れている。男女賃金格差は1985年の1985年59.6%、1995年62.5%、2004年67.6%と縮小しているが、男女雇用機会均等法制定から20年でわずか8ポイントしか格差是正ができなかったことは、厳しく評価しなければならない。むしろ、雇用者に占める女性正社員比率は1995年に60.9%（男性は91.1%）であったが、2004年には47.4%（男性84.0%）へと激減し、パートや派遣など非正規雇用が急増し、女性正社員と女性パートの賃金格差は1995年70.4%から2003年65.7%へと拡大している。

賃金格差の是正が遅々として進まず、雇用形態による差別の是正ができなかった原因には、均等法の性格上、行政指導という限界があったこと、間接差別が禁止されなかったこと、指針では同じ雇用管理区分内における差別の認定にとどまったことなどがあげられる。

したがって均等待遇を確保するには、法の実効性を高め、雇用形態による差別をなくすことが最重要課題である。そのためには均等法の改正だけでなく、パート労働法の改正とともに派遣や有期契約の均等待遇と規制を強めなければならない。

男女雇用機会均等法の改正について

- 男女ともに長時間労働を規制し、目的に「仕事と生活の調和」を入れること
- 間接性差別の禁止を明文化すること
- 妊娠・出産による不利益取扱い禁止を明文化すること
- セクシュアル・ハラスメント防止の義務化
- ポジティブ・アクションの義務化
- 指針の雇用管理区分を削除すること
- 法の性格を強行法規とすること
- 独立した差別救済機関を設置すること

パート労働法の改正について

- 均等待遇を明記すること
- パートとフルタイムの相互転換権を保障すること

有期契約労働の規制について

- 合理的理由のない有期契約を禁止すること
- 通常の労働者との均等待遇を明記すること
- 反復更新した有期契約労働は期間の定めのない契約とすること

（6月10日 内閣府男女共同参画局「中間整理意見募集」係に送付）

